

月刊

# 登記情報

わかりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



700 2020年3月号  
60巻/3号

法窓 使命規定とプロ意識  
一言 倉吉 敬

## 創刊700号記念座談会

令和元年＝司法書士法・土地家屋調査士法の改正を振り返る

今川嘉典／國吉正和／山野目章夫（司会）

## 改正商業登記法の解説

宮崎拓也／福永 宏／南野雅司

資料 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律新旧対照条文

## 組織内司法書士が解説する会社法務の実務

第3回 上場企業の機関設計 早川将和

## 「疑わしい取引」と司法書士<sup>(10)</sup>

—犯罪収益移転防止法に基づく「マネロン」対策の第2歩、第3歩へ—

末光祐一

## 中小企業とともに歩む企業法務のピントとヒント

第11話 「知財も少しは…」 鈴木龍介

## 地籍図類の歴史<sup>(40)</sup>－京都府南部の地籍図3－ 古関大樹

## 遺産整理業務における「相続財産の調査と解約等手続のヒケツ」

第6回 有価証券の調査～信託銀行等～ 本橋寛樹

## ■成年後見人ノート／商業登記掲示板

## 実務の現場から

# 実務の現場から

## 民事信託業務と司法書士

昨今、民事信託の利用が非常に増えていると言われています。弊社でも一昨年あたりから民事信託に関する相談や問合せが増加し、今まで多くの民事信託を組成してきました。今後、読者の皆様もクライアントから相談を受ける機会が多く出てくるものと思われます。

そこで本稿では、民事信託業務の特徴と今後の展望について考察してみたいと思います。

まず、民事信託業務の主な特徴として下記のようなものが挙げられます。

### 「他制度と比較をして提案をする必要がある」

民事信託制度は、高齢者の認知症対策や相続対策として用いられるケースがほとんどです。したがって、生前贈与、遺言、成年後見制度などとの比較が非常に重要となっています。それぞれのメリット、デメリット、コスト、実行までに要する期間などを検討した上で、クライアントに提案をする必要があります。一般の方にとっては、どの制度も馴染みがないものでしょうから、時間をかけて丁寧に説明する必要があります。この点、成年後見制度や相続に精通している司法書士は民事信託の扱い手として最適といえるでしょう。

### 「受注の難易度が高い」

上記のとおり、登記業務などの既存の司法書士業務に比べて、民事信託の業務は「提案型」の要素が強い業務といえます。いまだ課題やリスクを把握していないクライアントに対して、最適な解決策を提示していくことは「コンサルティング」そのものです。手続業務が中心であった我々司法書士にとっては少し苦手な分野といえるでしょう。

### 「確立された実務指針や判例などがあるわけではない」

民事信託は新しい制度であるため、実務上解釈や運用が明らかでない事項があります。後見業務や相続業務に比べて慎重に対応する必要があるでしょう。実務経験豊富な司法書士や弁護士にアドバイスやリーガルチェックを求めることを検討してもよいでしょう。

### 「法律以外の領域の相談にも対応しなければならない」

民事信託の案件では、相続税などの税務上の検討点を同時に考えなければならないことがよくありますので、税理士との連携は常に念頭に置いておく必要があります。また、民事信託は、不動産の将来的な売却や活用に備えることを目的として行われることが多いので、不動産の専門家との協力も大切です。

最後に、私見ではありますが今後の展望について考えてみたいと思います。

民事信託について考えることは、クライアントにとって、自身や家族の「ライフプラン」について真剣に考える「きっかけ」となります。住まいのこと、お金のこと、介護や福祉のことなど、今後の人生全般について思いをめぐらすことになるのです。現状、我々は信託契約書の作成や信託登記を中心に、所謂「民事信託の組成」を業務として行っていますが、クライアントにとっては、民事信託はライフプランを実現するための1つの手段にすぎません。民事信託業務を行うことは、クライアントの「人生」にとって非常に重要な局面に関わっていくことを意味しているのです。ここに、我々司法書士が今後進むべき方向性が示されているように筆者は感じています。

(司法書士法人ミラシア 元木 翼)



## 編集後記

今号のように、ある一定の節目を迎える雑誌の巻号のこと、「キリバン(切り番)」と称することがあり、月刊誌の特性上、当該号の編集に携わることは滅多にない光栄なこともあります。翻つて、昨年来いわゆる、「ヤクドシ」に差し掛かり、年に一度の約束で、ご利益のありそうな神社に厄払いに赴きます。懐かしい同級生などと会うと、それぞれ公私ともにそれなりに労苦を重ねている様子がうかがい知れます。

が、今しばらく本誌における大役を全うさせていただきます。(智)

今月長男が1歳の誕生日を迎えました。1年前を振り返ると、産まれたのは印刷所での最終作業日前日。予定日より早かつたこともあり、編集作業や社内の各種手続の締切りなど、上司や同僚にも色々と助けてもらいました。3月で編集部在籍3年。これまで、特集、連載、論考など様々な記事の企画・編集に携わることができました。ご執筆・ご協力をいたいたい先生方、ありがとうございました。これからも読者の皆様、編集部の役に立てるよう努めますので、よろしくお願いします。

(亮)

## 月刊 登記情報

第60巻3号(通巻700号) 令和2年3月1日発行(毎月1日発行)

■編集人／稲葉智洋 t.inaba@kinzai.co.jp  
堀内 亮 r.horiuchi@kinzai.co.jp

■発行所／一般社団法人金融財政事情研究会◎  
■企画・制作／株式会社きんざい

■編集／登記情報編集室 Tel.03-3355-1713(直) Fax.03-3355-3763 touki@kinzai.or.jp  
■住所／東京都新宿区南元町19番地 〒160-8520

■販売／株式会社きんざい ■本社 〒160-8520 東京都新宿区南元町19  
申込先 Tel.03-3358-0019(直) Web <https://www.kinzai.or.jp/>  
■大阪支社 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-8-4 住友ビル第4号館 Tel.06-6222-5291  
■名古屋支社 〒460-0003 名古屋市中区錦1-17-13 名興ビル Tel.052-211-1661  
■福岡支社 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル Tel.092-761-1511

■印刷所／文唱堂印刷株式会社

Printed in Japan